

# 第1章 計画策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨と位置づけ

### 1.1 策定の趣旨

本市では、平成19年に「宮古島市情報化推進計画」を策定し、行政効率化と市民サービス向上を目指し情報化を進めてきました。

その一方で、近年のICT<sup>1</sup>の進展は目覚しく、光回線などのブロードバンド回線<sup>2</sup>の普及や携帯電話などで利用されるモバイル通信環境<sup>3</sup>の高速化が進み、新たな情報通信機器としてスマートフォンやタブレット端末が普及し、いつでもどこでもインターネットの利用ができる環境が整備されつつあります。この環境の変化は市民生活にも大きな影響を与え、FacebookやTwitterといったSNS<sup>4</sup>の利用が一般化し、コミュニケーション手段が変化すると共に市民のニーズにも変化が出てきています。また、日本全体でも社会保障・税番号制度（通称：マイナンバー制度）が施行されるなど、ICTを活用した国民向けサービスの拡大を目指しています。

これらの環境の変化を踏まえて、より有効な情報通信技術の活用を図り、市の情報化政策を総合的かつ計画的に推進することを目的として、新たに平成28年度から平成33年度を計画期間とする「宮古島市情報化推進計画」（以下、「本計画」という）を策定することとしました。

本計画では、これまでに整備してきたICT基盤の活用を一層推進するとともに、新たな課題の解決を目指し、市民のニーズを踏まえた市民の利便性向上や業務の効率化を推進します。

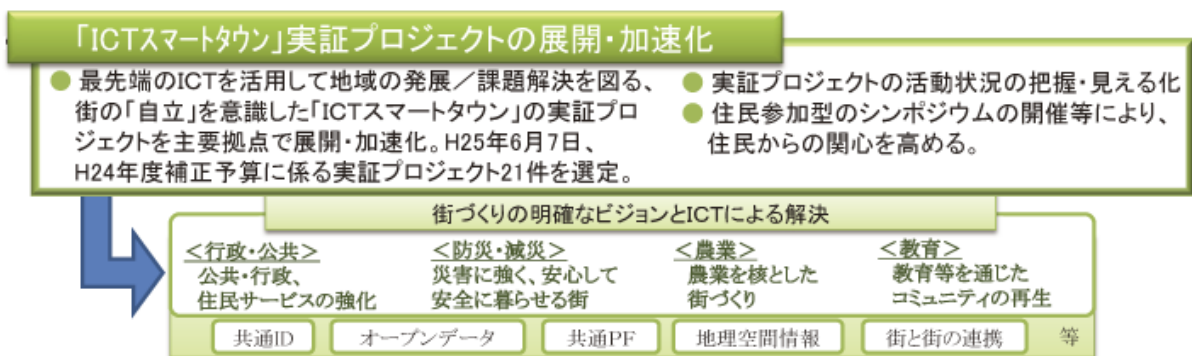


図1-1 ICTを活用した街づくりの普及展開

（出典）総務省「ICT成長戦略会議」（第4回）資料より抜粋

1 情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどのこと。IT、情報通信技術とも言う。  
2 FTTHやADSLなどの高速・大容量通信を可能とするインターネット回線のこと。  
3 無線を利用した通信のこと。特に携帯電話会社などが提供するデータ通信環境をさす。  
4 ソーシャルネットワーキングサービス。インターネット上の交流（コミュニケーション）を通して社会的ネットワーク（ソーシャル・ネットワーク）を構築するサービスのこと。Facebook（フェイスブック）やtwitter（ツイッター）などがある。

## 1. 2 計画の期間

平成28年4月1日から平成34年3月31日までの6年間とします。

ICT環境は常に化するものであり、かつて有効であった技術が急速に陳腐化し、より有効な新しいサービスがでてくることが多々あります。こうした変化に柔軟に対応していくため、本計画期間内でも内容の見直しを行うことがあります。また、必要に応じて計画期間を延長することがあります。

## 1. 3 計画の位置づけ

本計画は、「宮古島市情報化推進計画(平成19年度版)」の後継計画です。計画体系においては、「宮古島市総合計画」に基づく個別計画として位置付けられます。また、本計画は、平成19年に総務省が策定した「新電子自治体推進指針」において、各自治体で作成することが求められている「電子自治体推進計画」に対応する計画です。

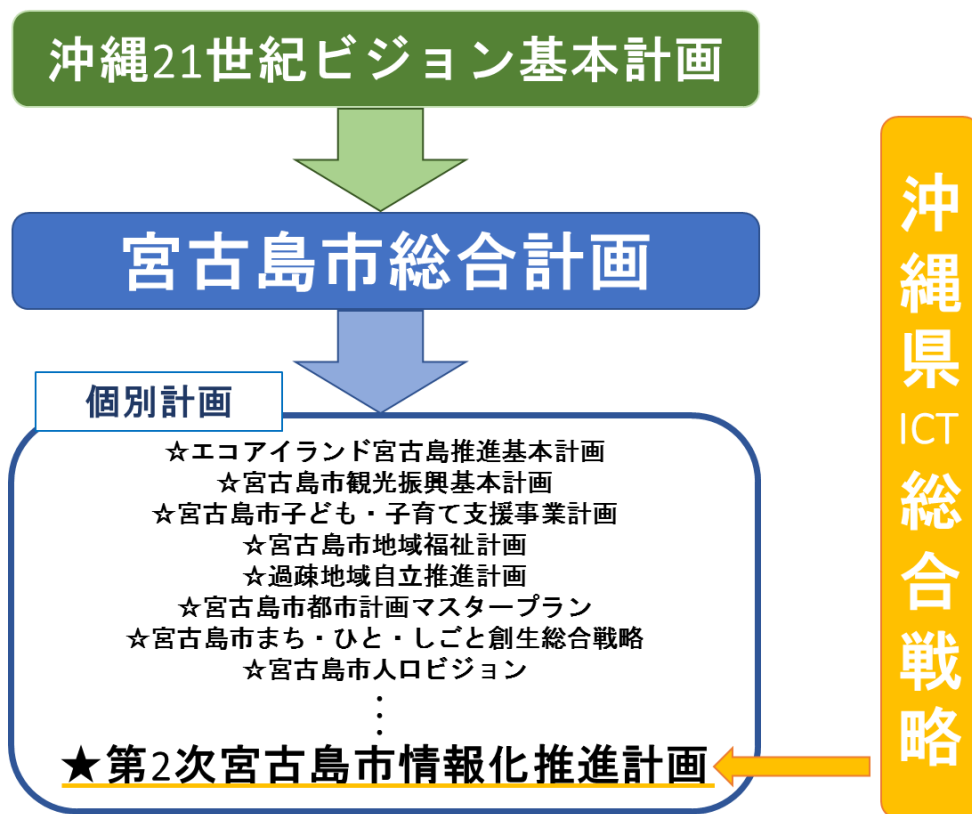


図 1-2 計画の位置づけ

## 2. 計画策定の背景

### 2. 1 宮古島市における情報化の取り組み

宮古島市では「宮古島市情報化推進計画（平成 19 年度版）」（以下、「平成 19 年度版」という）のもと『情報化で ところつなく 結いの島 宮古』を基本理念に据え、情報化を推進してきました。

これまでに「市ホームページのウェブアクセシビリティ<sup>5</sup>に配慮したシステムへの更新」、「各種申請様式のダウンロードの充実」、「自動交付機の導入」等の施策により市民生活の利便性向上に取り組むと共に「職員 1 人 1 台の PC 配備」、「文書管理システムの導入」、「情報セキュリティポリシー<sup>6</sup>の策定及びセキュリティシステムの導入」等の行政事務の効率化とセキュリティ向上にも取り組んできました。

平成 19 年度版で実現できていない目標項目についても、本計画の中で再検討を行い、現在の社会情勢や技術に合わせた形態で更に推進していきます。

### 2. 2 自治体を取り巻く情報化の動向

近年のスマートフォンや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の急速な普及を反映した自治体による地域 SNS の運営や、動画配信やブログ等に YouTube 等の民間のサービスを利用するという取組が増えてきています。

また一方で、東日本大震災や熊本地震を受けて災害発生時における情報システムに関する業務の継続を確保するための「業務継続計画」（以下、「BCP」という）の策定やクラウドコンピューティング<sup>7</sup>技術を活用した「自治体クラウド」の推進や、行政機関による情報漏えいが社会問題化したことによる情報セキュリティの強化といった取組が各自治体で進みつつあります。

こうした情報化の流れを鑑みると、サービスを高度化・多様化させながら、一方でシステム管理面では情報セキュリティを重視するといった、総合的な取組が求められているといえます。

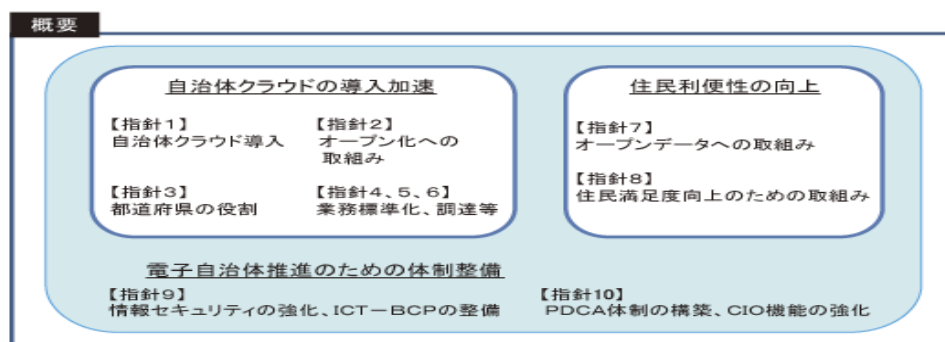


図 1-3 （出典）総務省 「電子自治体の取組みを加速するための 10 の指針」

<sup>5</sup> 高齢者や障害者など、年齢的・身体的な制約条件に関わらず、ウェブ（インターネット）で提供されている情報にアクセスし利用できること。

<sup>6</sup> 情報セキュリティを守るための基本方針と対策基準のこと。

<sup>7</sup> データやソフトウェア等がネットワーク上にあるサーバー群にあり、ネットワークを通じてサービスの形で利用することができる新しい利用形態。特に地方自治体が使用するものを自治体クラウドという。

## 2. 3 国の情報化の動向

国のICT戦略本部では、5年以内に世界最先端のICT国家になることを目標に、平成13年にブロードバンドインフラの整備に重点を置いた「e-Japan戦略」、平成15年にはICTの利活用に重点を置いた「e-Japan戦略II」が策定され、国を挙げた情報化の取組を推進したことにより、我が国の情報インフラの整備は飛躍的に進みました。その後、「ICT新改革戦略」（平成18年）、「i-Japan戦略2015」（平成21年）、「新たな情報通信技術戦略」（平成22年）が策定され、これらの戦略に基づく取組により、我が国の情報インフラは世界最高水準となり、その後、ICT利活用を中心に政策が進められてきました。平成25年6月に閣議決定された「世界最先端ICT国家創造宣言」では、2020年（平成32年）までに、世界最高水準のICT利活用社会の実現とその成果を国際展開することを目標として、目指すべき社会・姿を明らかにし、その実現に必要な取組を官民挙げて推進することとしています。この宣言を踏まえて平成26年に「電子自治体の取り組みを加速するための10の指針」として自治体クラウドの導入の加速、ICT活用による住民利便性の向上、電子自治体推進体制の整備の取組みが提示されました。

さらに平成28年度には「経済財政運営と改革の基本方針2016」「日本再興戦略2016」が示され、①国・地方のICT化・業務改革の推進、②自治体クラウドを通じた地方公共団体の情報システムの運用コストの3割圧縮を図るとしています。

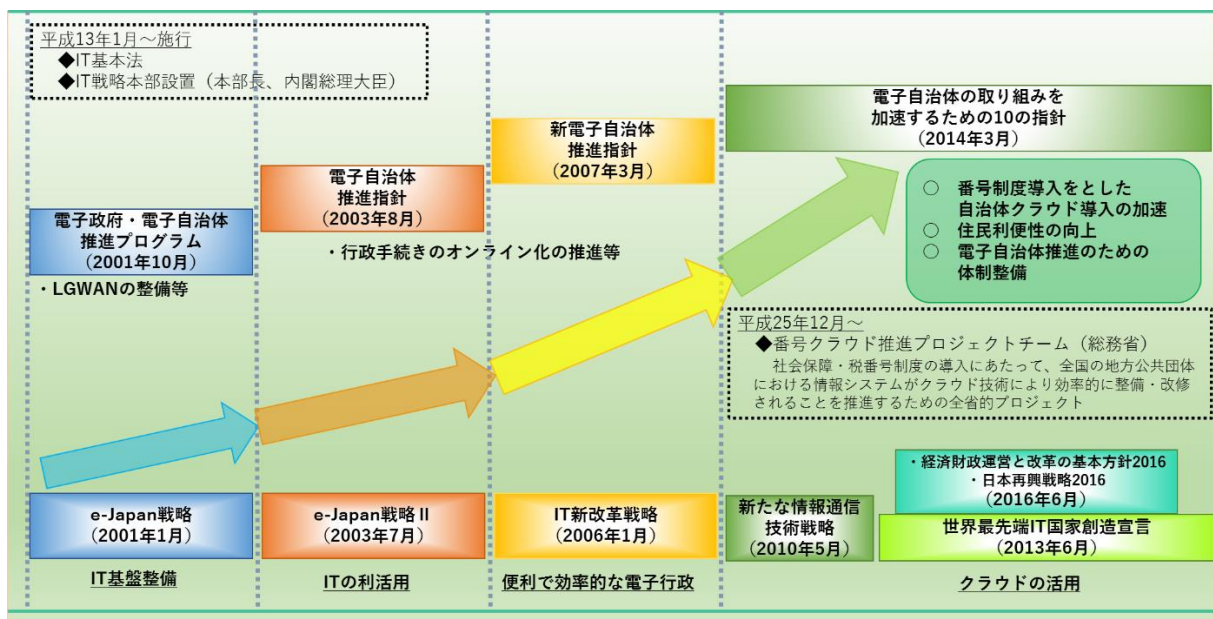


図 1-4 国の情報化の動向（総務省 「我が国のIT戦略と電子自治体の展開」を基に作成）

## 2. 4 沖縄県の情報化の動向

沖縄県は平成21年度から平成25年度を対象とする「沖縄県行政情報化推進計画」を策定し、「電子自治体の推進体制の整備」「県民サービスの高度化」「行政運営の効率化・高度化」を基本戦略として情報化を進めてきました。

次いで平成26年度から平成33年度を対象とする「おきなわ ICT 総合戦略」（平成27年3月公表）においては「時代を切り拓き、世界と交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわを創るための ICT 推進」を掲げ、ICT の利活用によって、県民の安全・安心で快適な暮らしの実現や産業の活性化、離島地域の活性化、行政運営の効率化を推進することと、その下支えとなる情報通信基盤の整備と人材育成の推進を示しています。

情報化の方向性については、「県民生活」「産業」「行政」の3分野に加えて、その基盤となる「情報通信基盤」及び「人材育成」の計5分野を設定し、分野ごとに取り組むべき施策を提示しました。

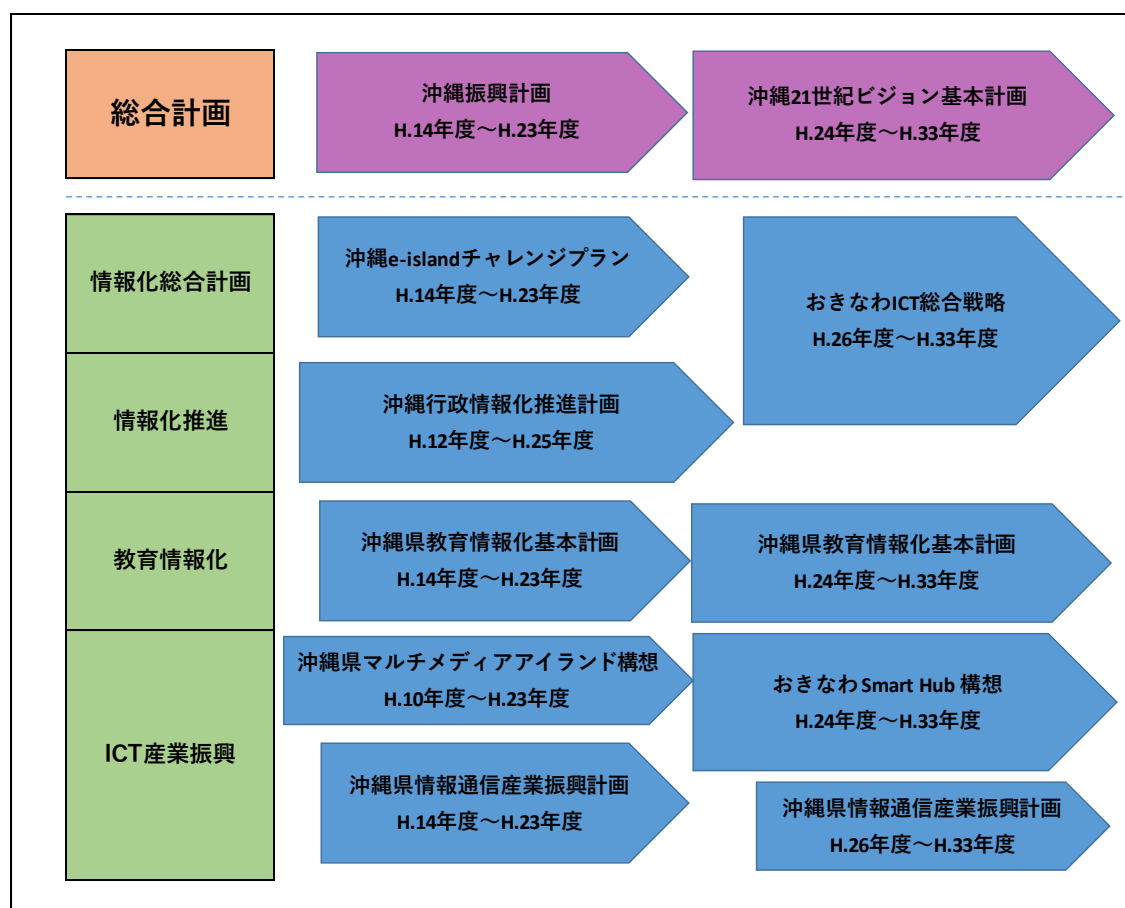


図 1-5 沖縄県の情報化の動向